



島根県報

平成22年2月19日（金）

号外第25号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

平成20年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

2

監 査 委 員 公 表**島根県監査委員公表第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、島根県知事から平成20年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成22年 2月19日

島根県監査委員	井 田 徳 義
同	和 田 章 一 郎
同	山 崎 悠 雄
同	山 川 博 司

平成20年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置等の内容について

1 包括外部監査の特定事件

- (1) 島根県及び島根県の外郭団体の借入金（金利に関することその他付随事項を含む。）・偶発債務・債務負担行為
- (2) 外郭団体の資産運用

2 包括外部監査の結果に基づく措置等

次のとおり

監 査 結 果	措 置 等 の 内 容
報告書中 第2章 総論	/
<p>1-2 島根県全体（外郭団体を含む）の将来負担、つまり負債を網羅した会計情報の提供の必要性 【島根県信用保証協会について】</p> <p>○ 信用保証協会を「島根県連結バランスシート」の連結対象としない理由を明確にする必要があることについて</p> <p>「出資比率、役員構成、損失補償を実施していることを考えると、信用保証協会も島根県との連結対象となると考えられるのではないかと」と財政課に照会したところ、「信用保証協会については、債務負担行為の一覧には信用保証協会分の債務負担行為も含めて表示するように変更するものの、『島根県連結バランスシート（試案）』における連結対象にはしない。」とのことであった。</p> <p>また、連結対象としない理由としては、「出資比率25～50%の法人については、役員の派遣、財政支援等の実態から、地方公共団体が当該法人の業務運営に実質的主導的な立場を確保していると認められる場合には連結対象とすることとされている。（国ルール）</p> <p>信用保証協会会長は本県職員の職歴があり、また協</p>	<p>【財政課】</p> <p>連結対象団体については、「総務省方式改訂モデル」の作成要領の考え方により選定しているところであり、県出資比率50%未満に該当する島根県信用保証協会については、意思決定機関の構成員の過半数を県の派遣職員が占めていないことや県の補助金等が収益の大部分を占めていないなど、県の関与度合いが低いことから対象外としているところである。これら連結対象団体の考え方は、従来から公表している説明資料において記載しているところであるが、平成20年度決算分からは、より分かりやすい工夫として、出資比率の定義等についても明示する。</p>

会に対しては損失補償を実施しているが、県職員または県職員OBが役員の過半数を占めておらず、業務運営に実質的主導的な立場を確保しているとは言い難い状況のため、連結対象とはしていない。」との回答が示された。

しかしながら、株式会社の「持ち株比率」の考え方で「出資比率」を計算し、信用保証協会に対する「出えん額合計分の県出えん額（累計）」を「出資比率」とするという考え方もあり得よう。

その場合には「出資比率」が50%を超え、形式的には、信用保証協会が連結対象となるとの結論もありえる。

実質的に連結対象でないということならば、「島根県連結バランスシート」の正式実施の際には、連結対象としない理由を明確にする必要があると考える。

○ 信用保証協会に係る県の将来負担の可能性を説明する必要があることについて

信用保証協会に関しては、債務のうちの相当部分は信用保険などの制度によって将来負担が発生しても各都道府県以外において負担できるように、制度上なっているにも関わらず、全額が各都道府県の支払い負担になるがごとく、誤解を与えるマスコミの論調が散見される。

したがって、債務負担行為一覧に加えて、信用保証協会に関して県の将来負担の可能性を例えば注記という方法によって説明する必要があると考える。

1-3 運用資産と負債の総合的管理の必要性について

外郭団体の中には、運用資産を保有しているにも関わらず、他方で外部（県からの補助金を含む。）からの資金調達をしているケースがある。

外部から資金調達すれば、借入ならば金利という「資金調達コスト」が生じる。外郭団体において一方で運用資産を保有しつつ、他方で「資金調達コスト」をかけて資金調達しているという状況については、各外郭団体において運用資産と負債のトータル管理という視点からの再検討が必要である。

また、県一般会計からの支出（貸付金・補助金）によって資金調達している場合も「県全体」として見れば、「資金調達コスト」が発生している。

なぜなら、県が一般会計において外部からの借入により資金調達をしている以上、県の貸付金や補助金は

【財政課】

平成20年度決算分から、債務負担行為明細書に財政健全化法に基づく将来負担比率算定のために算出する「設立法人の負債の額等に係る一般会計等県負担見込額」を追記する。

【財政課】

各外郭団体における資産と負債の状況については、連結バランスシートの作成作業や経営評価等を通じて把握し、安定的な経営を目指して必要な指導を行うとともに、県の将来負担が発生する可能性のある長期借入については、予算査定において個別に精査しており、今後も引き続き実施していく。

また、外郭団体への支出については、これまでも団体が保有している運用資産の状況等を勘案して行っているが、今後さらなる工夫ができないか検討していく。

<p>すべからく、「資金調達コスト」がかかっているといえるからである。</p> <p>県が「資金調達コスト」を負担して資金調達している一方で、支出先の団体では相当額の運用資産が留保されているという状態は、一時的な資金繰り上、どうしても必要な額以外については、再度検討すべきである。</p> <p>すなわち、各外郭団体において運用資産と負債のトータル管理とともに、さらに、外郭団体を含む「県全体」で運用資産と負債のトータル管理が必要である。</p> <p>誤解をおそれず言うならば、外郭団体を含む県全体で、「金融」を考えるべきである。</p>	
<p>5 公募債の発行とその総合的管理（資調達コスト等の管理）の必要性について</p> <p>平成18年度から公募債を発行して市場からの資金調達が行われるようになった。</p> <p>これは、金融機関からの借入等の従前の資金調達の方法に加えた新たな方法であり、資金調達の多様化として評価する。</p> <p>資金調達の多様化にともない、資金調達コスト管理は必須であり、包括外部監査人もその観点から質問した。</p> <p>金利のみならず手数料支出も含めて実質コスト管理を今後行ってほしい。</p>	<p>【財政課】</p> <p>県債については、金利だけでなく手数料も含めたトータルコスト管理を今後行っていく。</p>
<p>第3章 外郭団体</p>	
<p>[1] (財) 島根県環境保健公社</p>	
<p>3 外郭団体ごとの個別項目</p> <p>1) 運用資産と借入金のバランス</p> <p>～会計間での資金貸付が実施されていないことについて～</p> <p>公社は、県からの委託で成人病予防センター事業を行っており、公社の会計は、本部会計とセンター会計からなっている。</p> <p>公社全体で預託バランスをみてみると、本部会計ではここ最近借入もなく運用資産も保有しているにもかかわらず、センター会計は外部からの借入に頼っている状況がみられた。</p> <p>県民の立場から公社を一体として見れば、本部会計が運用資産で運用益を得ている一方でセンター会計が外部からの借入をしている状況は、外部に対して無駄</p>	<p>環境保健公社においては、これまで本部会計と成人病予防センター会計の二つの会計で、それぞれ独立した処理をしていた。</p> <p>運用資産と借入金のバランスを考慮すべきというご指摘の趣旨は理解するが、成人病予防センターは浜田医療センターとの機能統合により、10月19日をもって閉院し、会計も平成21年度をもって閉鎖することから、会計間での貸付を実施していない状況は解消される。</p> <p>しかしながら、今後、本部会計において、短期的に多額の資金需要が発生した場合などには、退職給付引当資</p>

に利息の支払いをしているように見える。

県における「基金の繰替運用」を参考に、本部会計・センター会計間で内部金利を計上した上で資金を繰替えることはできるはずである。そうすることで、公社全体としての金利負担を軽減することができる。

過去には本部会計から成人病予防センターへの短期貸付がなされていたこともあることから、再度、会計間の貸付につき、検討していただきたい。

2) 退職給付引当金を計上することは、同額の退職給与のための資金を保有しなければならないことを意味するものではないことについて

公社によれば、現時点で、退職給付引当金10億9,000万円に見合った額の退職給付引当資産が保有されているということである。

つまりセンター会計では毎年損失を出している上に、累積欠損を抱え、普通預金残高も少ない状況で1億7,000万円も借入をしている一方で、本部会計では退職給付引当金10億9,000万円に見合った退職給付引当資産を保有しているのである。

県民の立場から素直にこの状況を見ると、外郭団体が、県からの財政支援を受ける中で退職給付のための資金は積み立てて保有し、その一方で借入をして利息という形でさらなる支出をしている（すなわち、さらなる県からの出費を意味する）ことになる。

しかし、退職給付引当という会計処理と、退職給与のための資金を確保することはそれぞれ別のことであって、退職給付引当金計上額と同額の資金を必ずしも積み立てる必要はない。

退職給与規程に基づき正しく退職給付引当金を引当て計上する会計処理は、退職給付の支払いという「将来リスク」を正確に把握し、管理するために行うものであり、そうして計上した退職給付引当金の額を実際に確保しなくてはいけないということではない。

したがって、退職給付のためにどれだけの現実の資金を確保しておくのか、は政策判断で決めることである。

外部への金利支払、経済環境の状況等をにらみながら、退職給付引当金相当額のうちどの程度を現実の資金として確保しておくかを適切に決めるべきである。

3) 新公益法人会計基準の採用について

公益法人については、平成18年度から新公益法人会

産等の公社が保有する資産を柔軟に活用し、外部への金利支払いの抑制を図っていく。

環境保健公社の決算書・予算書については、最終的に

<p>計基準を採用することとされている。</p> <p>新公益法人会計基準は、企業会計の手法を出来る限り導入し、公益法人の情報開示、特に財務情報の透明化を充実させるとともに事業の効率性を一般国民にも分かりやすく表示することをめざして、それまでの基準の仕組みを根底から解体して、大幅に改正したものである。</p> <p>しかし、公社では、平成19年度決算でも新しい会計基準を採用しておらず、平成20年度決算から同会計基準を採用するとのことであった。</p> <p>新公益法人会計基準の趣旨に鑑みれば、島根県の公益法人においても速やかに新会計基準への移行がなされるべきである。</p> <p>公社においても予定どおり、平成20年度決算での移行を速やかに実施すべきである。</p>	<p>本部会計と成人病予防センター会計を纏めた決算書様式としている。本部会計の会計処理は平成20年度決算分から会計システムを変更し新公益法人会計基準に対応しているが、成人病予防センター会計が企業会計を使用しているため、平成20年度決算及び平成21年度当初予算の様式は従来のものを使用している。</p> <p>これについても、平成21年10月に成人病予防センターを閉院し、会計を閉鎖したことに伴い平成21年度決算以降は決算書・予算書の様式も新公益法人会計基準に沿ったものとする。（平成20年度決算についても、内部的には関係帳簿等、新会計基準の書類を準備している。）</p>
<p>[3] (財)しまね産業振興財団</p> <hr/> <p>3 外郭団体ごとの個別項目</p> <p>1) 退職給付引当金を計上することは、同額の退職給与のための資金を保有しなければならないことを意味するものではないことについて</p> <p>財団では、退職給付引当金計上額と同額の退職給与引当資産を積み立てている一方で、金融機関からの借入金がある。</p> <p>また、財団は県からの財政支援を受けており、退職給付引当資産もその中から積み立てられる。</p> <p>県民の立場からすれば、財団が借入をしているにもかかわらず、退職給付引当資産を積み立てている状況は、外郭団体が、県からの財政支援で退職給与のための資金は積み立てて確保しながら、その一方で事業のために借入をして利息というさらなる支出（すなわち、さらなる県からの財政支援を意味する）をしているように見える。</p> <p>事業費は多額なので借入利息も累積では相当額にのぼることを考えると、退職給付資金を事業資金として（設備貸与事業資金への流用や他会計への繰り出し）その分借入を返済し、利息出費を減らすことはできないのだろうか、というのが素直な疑問である。</p> <p>退職給付引当という会計処理と、退職給与支払のための資金を確保することはそれぞれ別のことであって、退職給付引当金計上額と同額の資金を必ずしも積み立てる必要はないということである。</p>	<p>【産業振興課】</p> <p>財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）の自主自立性の強化や県の財政関与の適正化並びに財政負担の平準化等の観点から、平成21年度より人件費については標準的な一定額を交付する標準人件費制を導入したところであり、この人件費から退職給与引当資産として現実にどれだけの資金を確保しておくのかは、財団の自主的判断に委ねている。</p> <p>また、退職給与引当資産の繰替え運用については、補助金等交付規則第13条（財産の処分の制限）に基づく知事の承認が必要と考えられるので、当該財団から申請があれば、財団法人しまね産業振興財団管理費補助金の交付目的や財団の経営・管理運営面へのメリットなどを考慮した上で、総合的に判断することとなる。</p> <p>以上のことから、財団法人しまね産業振興財団管理費補助金交付要綱の改定については、必要ないと考えている。</p> <p>【しまね産業振興財団】</p> <p>1) 退職給付引当金を計上することは、同額の退職給与のための資金を保有しなければならないことを意味するものではないことについて</p>

退職給与規程に基づき正しく給付引当金を引当て計上する会計処理は、退職給付の支払いという「将来リスク」を正確に把握し、管理するために行うものであり、そうして計上した退職給付引当金の額を実際に確保しなくてはならないということではない。どれだけの現実の資金を確保しておくのか、は政策判断で決めることがらである。

利息の累積が相当額にのぼることを考慮して、資産運用と借入金のバランスを考えた上で、退職給付引当資産の事業費への繰替え運用を含め、どれだけの現実の資金を確保しておくのかを決めるべきであろう。

その際、必要であれば、県の「財団法人しまね産業振興財団管理費補助金交付要綱」の改定も行うべきであろう。

退職給与引当資産は、これまで目的を特定した特定資産として積み立てられた資産であることから、目的外の取崩しは好ましくないと考える。

ただし、短期的な資金運用については、条件を明確化して返済を確実なものとした上で柔軟に対応したい。

現在、同資産は、その殆どを長期の有価証券で運用しており、実態としては短期での資金の活用もできない状況であるが、償還予定の平成25年度以降は、この資金で短期的な資金繰り充当も可能になることから、このことにより資金繰り上の余裕が生じれば、長期借入金の削減等効果的な活用を検討したい。

その他の財団が保有する全資金についても、借入金削減に向けた資金運用の可否について点検したが、現時点では、平成19年度に収益事業（施設管理事業）で計上した約1,000万円の余剰金のみである。

他方、当財団の長期借入金は、企業に対する設備貸与事業（以下「貸与事業」）に要する借入金のみであるが、この借入金には、県から利子補給を受けている借入（特利枠）と受けない借入（一般枠）がある。また、この貸与事業における貸倒引当金は、現時点で必要額の積み立てが出来ておらず、貸与制度の機能を十分発揮するためにも、貸与会計の収益性を確保し必要な貸倒引当金を積み立てるよう各種監査において指摘を受けている状況である。

このことから、余裕資金を長期借入金に充当する際は、まずは、貸倒引当金の満額積立に向け、支払利息を削減することが出来る上記一般枠の長期借入金に優先的に充当したい。

なお、特利枠は、経営の革新に特に意欲的な中小企業を重点的に支援するという政策目的により県の資金負担により実施している貸与事業であり、財団の余裕資金によって県の資金負担分をなくせば、県の政策判断、従って議会関与も喪失し、政策そのものの意義に疑問が生じると考えるが、特利枠の長期借入金への充当については、県費支出の軽減の観点から、貸倒引当金の積立状況や退職給与の動向などを踏まえた上で、今後判断していきたい。

2) 会計間の資金の繰替えについて

財団には退職給付引当資産以外にも積立している資金があるが、退職給付引当資産を除いた資金は根拠法令にもとづいてそれぞれ事業目的のために積み立てられている資金と考えられる。これらの資金は、事業が

[しまね産業振興財団]

現状の資金繰りの状況から、短期借入は必要なく行っていない。

将来、短期資金が必要になった場合には、内部資金で対応するよう工夫したい。

<p>継続している以上は事業目的にしたがって用いられることがあるので、それを繰替えによって借入金の返済に充てよということとは言えない。</p> <p>それでも県民の立場からすれば、それだけの資産がありながら、借入をして利払いを行うことについては抵抗を感じる。</p> <p>長期借入金の返済にあてることはできないとしても、短期的に資金が必要となった場合に金融機関等からの一時借入を行うのではなく財団内部の資金を用いることにより、利払いを抑える工夫はできないものだろうか。</p>	
<p>3) 資産運用の決定手続きにおいて、事務決裁規程と資金管理運用要領に齟齬があることについて</p> <p>財団の資金管理運用要領では、資産運用について副理事長が委員長を務める資金管理運用委員会を設置し、当該委員会において資金管理運用方針を作成し、これに基づいて資金管理運用を行うこととなっている。しかし財団の事務決裁規程では「重要な資産の取得に関すること。」は理事長の決裁事項とされている。</p> <p>つまり上位規程である事務決裁規程と資金管理運用要領に齟齬が認められる。</p> <p>よって財団の事務決裁規程を実態に沿うよう改訂することが求められる。</p>	<p>[しまね産業振興財団]</p> <p>財団の事務決裁規程を実態に合うように改正した。 (8月31日改正)</p>
<p>[4] 島根県土地開発公社</p>	
<p>3 外郭団体ごとの個別項目</p> <p>1) 土地開発公社への短期貸付金を実質的に長期化していることについて</p> <p>県から土地開発公社に対しては短期貸付が毎年繰り返されているところであり、平成17年度包括外部監査結果の報告においても指摘されているように、その問題点は、当該貸付金を土地開発公社に貸付け続けることではなくて、短期貸付を繰り返すことで他の事業に使えない数十億が、まるで他の事業に使える数十億であるかのように財務諸表上に現れること、である。</p> <p>貸付理由のいかに関わらず、</p> <p>① 数十億の財源が「毎年」土地開発公社に貸し付けられていること</p> <p>② 土地開発公社が県以外から当該貸付金相当額を県の債務保証等の支援なしで借り入れることが困難である以上、県が当該貸付をやめることは現実としてで</p>	<p>【土木総務課】</p> <p>当該貸付金は、土地開発公社による用地取得後、県による再取得までの間における資金の立替としてのつなぎ資金であり、これを長期貸付金とすることは以下の理由から適当でない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つなぎ資金は年度間で資金需要が変動するので、長期間一定額を固定して貸し付けることは、資金の滞留が生じ得ること ・資金の滞留を生じさせないようにするためには、公社の土地取得のための資金需要を見ながら、貸付を小口化し複数回に分けて行うことや、県が公社から土地を再取得する度に公社から県に繰上償還を行うことが必要となるが、この場合、事務が極めて繁雑になること ・一度に多額の一般財源の負担が生じること

<p>きないこと</p> <p>③ 先行取得用地などが売却できない限りは公社としては県からの短期借入を繰り返すことになることからすれば、県が当該貸付金相当額分を県の他の事業には使えない、ことには代わりがなく、当該県の貸付金は性質として「長期貸付金」に他ならない。</p> <p>したがって、包括外部監査人としては、このような短期貸付を繰り返している貸付金については、「長期貸付金」として表示されるべきであると再び指摘するところである。</p>	<p>なお、県による土地の再取得については、債務負担行為を設定しており、財務諸表においても、平成20年度決算から作成する総務省方式改訂モデルによる貸借対照表では負債として表示することとしている。</p>
<p>2) 資産運用と借入金のバランスを考慮すべきと思われることについて</p> <p>公社は200億円を超える多額の借入金を負っている一方で、25億円程度の運用資産を（国債や地方債、定期預金など）保有している。</p> <p>公社は現在、自己資金による独自の事業を行っていないということである。公社が今後、独自に事業に取り組む予定がないのであれば、県として、公社の借入金の利子補給などで負担し続ける一方で、運用資産として25億円もの資金を公社においておくのは果たして得策でなのだろうか。</p> <p>県はすでに公社に依頼している事業の借入金に対して債務保証契約を結んでいる。</p> <p>つまり公社の借入金は県の借入と同視できる。</p> <p>とすれば、公社の100%出資者であり、かつ、実質的に公社の債務の債務者である県の立場としては、公社の持つ運用資産を借入金の返済に充てさせるべきではないだろうか。</p> <p>ただし、その場合、公社の内部での会計を分け、内部的に運用資産を土地造成事業へ貸付け、その資金によって土地造成事業の借入金を返済するという方法をとった上で、資金の動きを明確にしておく必要はある。</p>	<p>【土木総務課】</p> <p>土地開発公社は平成20年度決算において、約46億円の短期借入金及び約124億円の長期借入金の合計約170億円の借入金がある。このうち、県営工業団地に関する借入金が長期借入金として約100億円あり、その内訳は、益田拠点工業団地関係で約47億円、ソフトビジネスパーク島根関係で約53億円となっている。</p> <p>一方、土地開発公社は約23億円の準備金を保有しており、その運用益は約2千6百万円である。この準備金のうち、約21億5千万円を国債・地方債などの有価証券で運用している。</p> <p>土地開発公社の長期借入金と準備金の関係をそれぞれの利率に着目してみると、長期借入金は1.41%から1.97%の利率で借り入れている一方、準備金は1.40%から2.26%の利率の有価証券で運用しており、運用効率を更に高める観点から準備金の多くを長期借入金の借入利率よりも高い利率の有価証券で運用することとしている。</p> <p>また、土地開発公社は地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地の取得等を行うため設立された法人であり、その業務の範囲は公益目的のものに限られているが、現在、土地開発公社の組織運営上必要な管理部門の経費等については、県からの補助金の交付を受けることなく準備金の運用益を充当しており、なお不足する分については、準備金を取り崩して不足分の補填に充当しているのが実態である。このことから、仮に準備金を長期借入金の返済に充当した場合、これらに要する経費について、新たな県の負担が生ずることとなる。</p>
<p>3) 留保所得を将来の欠損填補に充当する姿勢について</p> <p>土木総務課から、「公社の運用益は2,300万円で同程度の借入金に対する利払いが4,000万円程度と見積もられる。」との説明があった。ということは、年間2,300万円の運用益をあげている資産で借入金を返済すれば、利払いを年間4,000万円減らすことができる、すなわち、現状より年間1,700万円、県の手元に残るお金が</p>	<p>このように、土地開発公社が保有する準備金の資産運用や使途の実態に鑑みると、土地開発公社の準備金については、当面は現行のまま土地開発公社において運用す</p>

<p>増える、ということである。</p> <p>その差、約1,700万円は6年で1億円を超える。</p> <p>公拡法等の法令上の話ではなく、県トータルとして利払いを減らして県の手元に残るお金を増やすという発想が必要ではないかということである。</p> <p>公社については、県は現状で既に利子補給を行っている。</p> <p>だとすれば、いかにして県全体の資金流出を抑えるのか、ということになりはしないか。このように考えたとき、年間約1,700万円、6年で1億円という金額は、大きくはないだろうか。</p>	<p>ることが適当である。</p> <p>なお、土地開発公社の長期借入金の大半は県営工業団地に起因するものであり、これまでも企業ニーズに対応した各種制度を創設して分譲促進を図ってきたところであるが、今後もこれらの取組を一層推進することにより、県営工業団地の分譲促進を図り、土地開発公社の長期借入金の減少に努めたい。</p> <p>一方で、土地開発公社の県営工業団地に係る借入金については、次回の借り換えが平成23年度末とされていることから、それまでの間に土地開発公社が行う業務や組織体制のあり方等について集中的に検討し、その中で土地開発公社が中長期的に保有すべき準備金の額についても検討していくこととしたい。</p>
<p>4) 公社をめぐる県トータルの視点が必要であることについて</p> <p>土木部総務課のヒアリングの中で、公社の借入金は工業団地の造成事業をコーディネートした商工労働部で対応する事項だったので、土木部においては事業のための借入金と公社の運用資産を関連づけては検討してこなかったという趣旨の説明があった。</p> <p>確かに、借入金の担当部課と資産関連の担当部課が異なる場合、双方を見る視点は持ちにくいのかもしれない。だが、6年で約1億円という金額を思えば、担当課としても、県トータルとしての視点を持って、公社と県を含めて資産運用と借入金のバランスを考えることが必要であろう。</p>	
<p>5) 土地開発公社につき方向性を明らかにする必要があることについて</p> <p>公社は県が100%出資している外郭団体である。</p> <p>公社は現在、独自の事業を行っておらず、現時点で具体的な独自事業の予定はないようである。</p> <p>とすれば、県は、公社のあり方について早急に検討し、今後の方向性を明らかにする必要があるのではないだろうか。</p> <p>すでに、土地開発公社と住宅供給公社との管理部門の統合は行われているが、さらなる検討をお願いしたい。</p>	
<p>[6] (財) 島根県建設技術センター</p>	
<p>2 共通項目</p> <p>2) 資産運用について</p> <p>～運用規程の制定について～</p> <p>運用資産は預金及び地方債（または農林債券等確実な有価証券）であり、現時点で運用規程がないことに</p>	<p>平成21年6月1日付けで制定した。</p>

<p>ついて問題が発生しているわけではないが、制定が望ましいものである。</p>	
<p>[7] (財) 島根県環境管理センター</p>	
<p>2 共通項目</p> <p>2) 資産運用について</p> <p>～運用規程の制定について～</p> <p>運用資産は預金及び国債のみなので、現時点で運用規程がないことについて問題が発生しているわけではないが、制定が望ましいものである。</p>	<p>資産運用規程を制定した。</p>
<p>3 外郭団体ごとの個別項目</p> <p>1) 退職給付引当金について</p> <p>退職給付引当金に対応して同額が退職積立預金として金融機関に預金されている。</p> <p>しかし、退職給与規程に基づき正しく退職給付引当金を引当て計上する会計処理は、退職給付の支払いという「将来リスク」を正確に把握し、管理するために行うものであって、退職給与支払のための資金を確保することを意味するものではない。したがって、計上した退職給付引当金と同額の資金を必ずしも預金する必要はないということである。</p> <p>したがって、職員の退職予定等を勘案した上で、短期的に必要なとらない分の資金については、別途運用しても良いのではないかと考える。</p>	<p>産業廃棄物最終処分場の運営においては、地域の産業経済情勢が事業収益の動向に大きく影響するため、収入予測が非常に難しい実情がある。</p> <p>そのような状況の中で、職員の退職給付に必要な資金を確実に確保するため、給付予定時期までに計画的に積み立てる方針を採っている。具体的には、当期の引当金計上額と同額を特定資金として確保している。</p> <p>なお、過去に支払資金の一時的な不足が生じた際には、当該年度に退職予定があったことにより、退職給付引当資産を不足資金に充当できなかった。</p> <p>当面の運営資金は確保できているものの、今年に入って、地域の産業経済の冷え込み等による減収など、厳しい経営情勢にあることから、今後は、経営状況に応じて、不足資金に充当するなど、柔軟な資金運用を図っていく。</p>
<p>[8] (株) 島根県食肉公社</p>	
<p>3 外郭団体ごとの個別項目</p> <p>1) 資産の部の計上されている退職資金について</p> <p>○ 平成20年3月期の決算書によれば、退職給付引当金24,655千円に対し、59,762千円と倍以上の額が「退職資金」として資産の部に計上されている。</p> <p>そこで、当「退職資金」の運用内容を公社に確認したところ、(財) 島根県農協職員共済会への外部積立であるとのことであった。</p> <p>所管課である農畜産振興課へのヒアリングにおいて、当該積立は解約できるのかどうかを質問したところ、退職金以外の使途での取崩しはできないということであった。</p>	<p>食肉公社では、昭和56年の創業時より、職員の退職金に関しては、島根県農協職員共済会（以下「共済会」という。）の共済契約に加入している。掛け金（職員給与費の一定割合）を共済会に支払うことにより退職金支給事由の発生時には共済会から職員に退職金が支払われる契約である。</p> <p>これは、食肉公社の良好な経営が維持できない場合も想定し、職員の福利を守る観点から、社外での退職金積立を選択したものである。</p> <p>また、この共済契約に基づく掛け金は、保険費用の支払いと同様に食肉公社の資産に計上されないため、資金</p>

<p>○ 当積立金は共済会が運営している退職資金給付事業（県内の農業協同組合等の職員の退職資金を確保する事業）への拠出金である。</p> <p>確かに公社は農業協同組合と関係の深い組織ではある。しかし、公社はあくまでも営利団体として組織され、「株式会社」の形態をとっているため、退職金制度について農業協同組合と同じ仕組みを採用する必要は無いと考える。とすれば、必ずしも余剰資金があるわけではない財政状況において、従業員の将来の退職金支給のために退職金以外の使途での取崩しはできない積立をして、資金を固定化する理由は見受けられない。</p> <p>ところで、公社には県からの借入及び平成16年度までは農協等からの借入がある。</p> <p>退職資金給付事業に拠出した場合の利回りは不明であるが、仮に、退職資金給付事業に拠出した場合の利回りよりもこれら借入の利率が高い場合には、退職資金給付事業に拠出するより、その分の資金で借入金を返済した方が、差引きで公社としての負担は少なくてすんだことになる。</p> <p>県の立場でいうと、公社が県からの借入金を返済したとすればそれだけ県にとって他の政策に使える資金を確保できたということである。</p> <p>さらに、そもそも公社は平成13年頃の農協等からの借入の一部をしなくてすんだ、つまり、その借入分の利払いもしなくてすんだ可能性がある。</p>	<p>運用についてのご指摘は当てはまらないものとする。</p> <p>一方、昇給等によって上記の共済契約では退職金の全額を賄えない部分については、その不足額を退職給付引当金として負債計上するとともに、別途共済契約の特約として積立を行っており、監査ご指摘のとおり退職給付引当金の額と積立金の額とのバランスを失っている状況である。</p> <p>食肉公社としても、資産と負債のバランスを考慮することは重要と認識しているが、当該積立を行っている共済の制度上、解約等による資金回収が直ちには困難であることから、当面は毎年度の積立を停止し、退職給付引当負債の増加による資産と負債のバランスの回復に努めている。</p> <p>今後も引き続き共済組合等との協議を通じて、運用資産と負債とのバランスの改善に配慮していく。</p>
<p>○ 本報告書では各所で、退職給付引当金を計上することは、同額の退職給与のための資金を保有しなければならないことを意味するものではないことを述べているが、食肉公社の場合は、退職給付引当金の額を超えて倍以上の退職給付資金を積立している。少なくとも退職給付引当金の額を超えての積立は不要と考えられる。</p> <p>ところで食肉公社の場合、退職資金給付事業で積立している退職資金の額は他の外郭団体に比して大きくない。したがって、退職給付引当金を超えて退職資金を積立していることも、また、退職資金と借入金の両方の残高があることにより「運用資産（退職資金）と負債のバランス」が考慮されていないように見えることも大きな問題ではない、という評価もあり得るかもしれない。</p>	

<p>しかし、金額の多寡にかかわらず、借入、積立て等のひとつひとつの判断をする際に「運用資産と負債のバランス」を考慮することは、常に必要であろう。</p>	
<p>[10] 島根県信用保証協会</p>	
<p>3 外郭団体ごとの個別項目</p> <p>1) 基本財産および出資比率について</p> <p>信用保証協会についての県の出資比率は26.9%となっているところ、これは「基本財産分の県の出資額」の数値である。</p> <p>信用保証協会における基本財産とは、「株式会社の資本金に相当するものである。地方公共団体や金融機関等から拠出された『基金』と国から拠出された『金融安定化特別基金』および過去の収支差額の累計『基金準備金』で構成されている。」というものであるから、収支差額の「基金準備金」への繰り入れという信用保証協会の会計処理をすることにより、基本財産もその都度変動することになる。その結果、県の出資比率もそれとともなって変動することとなる。</p> <p>ところで、株式会社における「持ち株比率」は、設立時の「出資金額合計分の出資者の出資金額」で計算され、その後、有償による増資等がなされない限り、準備金の資本金への組み入れだけで、「持ち株比率」が変動することはない。</p> <p>そして通常は、この「持ち株比率」の考え方をもって「出資比率」を計算する。</p> <p>平成20年3月31日現在で、信用保証協会の基本財産は 17,128,913 (千円)、 出えん金(累計)合計額は 5,382,255 (千円)、 県出えん金(累計)額は 4,612,523 (千円)である。</p> <p>基本財産分の県出えん額(累計)の比率は、 $\frac{4,612,523 \text{ (千円)}}{17,128,913 \text{ (千円)}} \approx 0.269$ で、26.9%となる。</p> <p>一方、出えん額合計分の県出えん額(累計)の比率は、 $\frac{4,612,523 \text{ (千円)}}{5,382,255 \text{ (千円)}} \approx 0.857$ で、85.7%となる。</p> <p>上記のように株式会社の「持ち株比率」の考え方で「出資比率」を計算すると、「出資額合計分の出資者の出資額」(出えん額合計分の県出えん額(累計))と勘定してしまうことになるから、現在のように「基本財産分の県の出資額」を出資比率として表示する際には、誤解がないように、県としては、注記などによ</p>	<p>【中小企業課】</p> <p>島根県信用保証協会の基本財産について、島根県の出資額に係る出資比率を表示する際には、注釈等によりその計算方法等について説明を付すこととする。</p>

り、県で用いている「出資比率」の意味内容およびその数値を用いる理由を説明するべきである。	
[11] 出雲空港ターミナルビル（株）	
<p>2 共通項目</p> <p>2) 資産運用について</p> <p>～運用規程の制定について～</p> <p>運用資産は預金のみなので、現時点で運用規程がないことについて問題が発生しているわけではないが、制定が望ましいものである。</p>	<p>現在運用する資産は預金のみであるが、基本財産等の資産運用について定めた資産運用規程については、検討中である。</p>
[12] 石見空港ターミナルビル（株）	
<p>2 共通項目</p> <p>2) 資産運用について</p> <p>～運用規程の制定について～</p> <p>運用資産は預金及び国債のみなので、現時点で運用規程がないことについて問題が発生しているわけではないが、制定が望ましいものである。</p>	<p>今後、多様な資金運用を行うことは考えられないため、現在、規程制定に向けては、考えていない。</p>
[13] (財)しまね農業振興公社	
<p>3 外郭団体ごとの個別項目</p> <p>1) 短期借入れに関する規程の整備の必要性について</p> <p>短期借入れについては、支出規程の権限規程により専務理事の専決事項としているとのことであった。借入の時点でいったん収入となりただちに支出とはならないものの、借入金の返済の際には支出となることから、借入の時点で、支出規程の権限規程を用いるとのことである。</p> <p>しかし、会計処理規則第43条では、理事長決済となっている。</p> <p>確かに、収入規程ではなくより厳重な支出規程の権限規程により決裁しているということであるし、予め承認された予算の範囲内での借入れの実行なので、実質的には問題はないものの、短期借入れについての規則の改定は必要であると考え。</p>	<p>従来、短期借入金の借入れについては、経営委員会の議決を経て、理事会の議決により承認された収支予算書の注記事項で借入限度額が示されていることから、具体的な借入れは、財団法人しまね農業振興公社事務専決規程（以下「専決規程」という。）別表第1第6項第4号に定める支出負担行為の専決事項により専務理事の決裁で行っていた。</p> <p>他方、短期借入金の借入れについては、財団法人しまね農業振興公社会計処理規則（以下「会計規則」という。）第43条第5項で、「経理責任者が理事長の承認を得て行う」と定めており、規定上の決裁権者と実際の決裁者が異なっている。</p> <p>このため、専決規程を改正し、短期借入金の借入れを行うことは、専務理事の専決事項とすることとした。</p>
<p>2) 短期借入金の年度末前後における借換えについて</p> <p>県は農業振興公社に対して短期貸付を毎年繰り返して行っているが、短期貸付金を繰り返す処理の問題点については、平成17年度包括外部監査の報告書におい</p>	<p>【農業経営課】</p> <p>当該貸付金は、農業振興公社が農業用地を保有するための資金を、県の一般財源の負担を生じさせず行っているものである。長期貸付金として処理すれば、一度に多</p>

<p>でも指摘がなされている。</p> <p>すなわち、実質的に「長期貸付金」であるものが、短期貸付金を繰り返す処理をすることによって「長期貸付金」として処理・表示されなくなってしまうという問題である。</p> <p>当該短期貸付金は「毎年」公社に貸し付けられ続けており、公社が県以外から当該貸付金相当額を借り入れることが困難である以上、県は現実として当該貸付をやめられず、分譲土地が売却できない限りは短期借入を繰り返すことになる。したがって事実上、県は当該貸付金相当額を他の事業に使うことができない。とすれば、当該貸付金は実質的には「長期貸付金」である。それにもかかわらず、短期貸付を繰り返すことでそれが財務諸表には現れないことになり、「長期貸付金」にカウントされないことになる。</p> <p>これは県の財政状況を見誤らせる可能性がある。</p> <p>また、短期借入を繰り返す処理をするために、年度末年度初めの数日間は公社が外部から借入をする必要があることから、数日間分の余分な支払利息が発生している。また、年度末年度初めの事務の繁忙期に、ただ借り換えをするためだけの事務手続きも発生している。</p> <p>公社の当該短期借入金（県にとっては短期貸付金）は、もともと県の事業として行った農地造成のための資金の借入であったとのことである。規制により県が農地を持つことができないことから、公社が農地造成事業を行うこととなったため、県からその資金を借り入れたということである。</p> <p>このような経緯を踏まえ、県が公社に当該貸付金を長期に貸付けること自体を問題であるとは考えないが、短期貸付を繰り返すことによって、本来、県において「長期貸付金」として表示されるべきものが「長期貸付金」として処理・表示されなくなっているという点は、問題である。</p>	<p>額の一般財源の負担が生じることとなるため、県の財政状況を見ながらその手法を検討していきたい。</p> <p>なお、公社による農用地の長期保有状態の解消に向け、現在、地元での利活用の検討や県外農業関連企業への販売に向けたPRを積極的に行っているところであり、今後とも早期の貸付金の解消に努めたい。</p>
<p>第4章 県、島根県企業局、島根県病院局</p>	
<p>第1 県の借入金・偶発債務・債務負担行為</p>	
<p>3 「島根県連結バランスシート（試案）」について</p> <p>1) 「島根県連結バランスシート（試案）」における債務負担行為の表示について</p> <p>○ 債務保証及び損失補償の記載漏れについて</p>	<p>【財政課】</p>

<p>平成18年度の「島根県連結バランスシート（試案）」の注記では、島根県信用保証協会及び（財）島根県建設技術センターに対する損失補償額が漏れていた。</p> <p>当監査人の指摘後、平成19年度「島根県連結バランスシート（試案）」では記載されることになり、記載されている。</p> <p>債務保証及び損失補償は将来の負担が必ずしも発生するものではないが、将来の負担発生の可能性はあるのだから、どの程度の金額があるかは、県の財政状態を判断する上で重要な項目である。</p> <p>また、財政課によれば、財政健全化法に基づく指標算定に使用される項目でもある。</p> <p>したがって、このような記載漏れが無いよう、「島根県連結バランスシート（試案）」作成の体制を整える必要がある。</p> <p>（財）島根県建設技術センターは「島根県連結バランスシート（試案）」作成における連結対象団体なのだから、例えば、「島根県連結バランスシート（試案）」作成の際の各外郭団体からの報告書に、債務保証や損失補償にかかる必要事項を記載させ、相互にチェックできる体制にすることが望ましいものとする。</p>	<p>平成19年度決算分から、「債務負担行為調書（予算に関する説明書）」により該当団体の確認後、所管部局を通じて、借入金等の残高の報告を求めることにより、相互確認が可能となる手法に改めた。</p>
<p>○ 債務保証及び損失補償の記載金額についての考え方の違いについて</p> <p>平成18年度の「島根県連結バランスシート（試案）」の注記の金額は、契約時当初の設定額の合計が記載されていた。しかし、一般的には貸借対照表日現在の借入金等、債務保証または損失補償の対象残高を記載すべきものとする。</p> <p>当監査人の指摘も踏まえ、平成19年度「島根県連結バランスシート（試案）」では借入金等対象残高で記載されることになり、記載されている。</p> <p>今後は、借入金等対象残高が記載されるように、外郭団体からの報告書に借入金等対象残高を記載させ、相互にチェックできる体制にすることが望ましいものとする。</p>	<p>【財政課】</p> <p>平成19年度決算分から、「債務負担行為調書（予算に関する説明書）」により該当団体の確認後、所管部局を通じて、借入金等の残高の報告を求めることにより、相互確認が可能となる手法に改めた。</p>
<p>2) 土地および森林（立木）の再評価について</p> <p>○ 平成19年度「島根県連結バランスシート（試案）」における状況について</p> <p>別表3「島根県林業公社の分収林事業について」中</p>	<p>【財政課】</p> <p>平成20年度決算分から、「総務省方式改訂モデル」に</p>

<p>では、森林を「標準伐採年齢以上の森林」と「標準伐採年齢未満の森林」に分けており、そのうち、「標準伐採年齢以上の森林」については再評価がなされ、市場価値によって評価額が算出された。</p> <p>ただし、これまでの育林費用総額の8割以上を投下している「標準伐採年齢未満」の森林は、育林費用総額つまり取得原価による評価がなされていた。</p> <p>まだ市場に出せないとされている「標準伐採年齢未満の森林」の評価額の算定は難しいと思われるが、「標準伐採年齢以上の森林」の市場価格が育林費用総額に比して80%以上下落していることを考えると、「標準伐採年齢未満の森林」についても、「県民の将来負担を明らかにするための資産評価」という観点からさらに検討を深め、再評価を試みていただきたい。</p> <p>分譲土地については、別表2に、分譲（販売）価格の単価と未分譲地（未売却）の単価が記載され、分譲価格とこれまでの事業費（コスト）比較などの状況を試算するとされているが、現在売却できる価格はいくらかという観点からの評価額が記載されているわけではない。</p> <p>今後、現在売却できる価格はいくらかという観点からの再評価の作業を進めていただきたいと考える。</p> <p>○ 「島根県連結バランスシート」における分譲予定の土地等の表示について</p> <p>「島根県連結バランスシート」に、分譲予定の土地や売却予定の森林とそうでないものを分けて表示されるような工夫をしていただきたい。</p> <p>○ 正しく実態を示す「島根県連結バランスシート」の作成について</p> <p>有形固定資産の再評価は、正しく実態を示す「島根県連結バランスシート」を作成するために極めて重大なことである。</p> <p>そして、正しく実態を示す「島根県連結バランスシート」は、財政課のみで作成することはできない。関係部局および外郭団体において再評価の必要性、目的、趣旨、評価の基準等につき、ともに検討して、必要な情報を共有化していただきたい。</p>	<p>基づきバランスシートを策定することとしており、「標準伐採年齢未満の森林」を含めて、木材価格の時価を用いて再評価を実施し、バランスシート上の資産の部に計上する。</p> <p>【財政課】</p> <p>平成20年度決算分から、「総務省方式改訂モデル」に基づきバランスシートを策定することとしており、バランスシート上の「販売用不動産」欄に、同モデルで示された方式に基づく分譲土地の時価評価総額を計上する。</p> <p>【財政課】</p> <p>平成20年度決算分から、「総務省方式改訂モデル」に基づき策定することとしており、分譲予定地については、標準様式により販売用不動産として明示し、また、売却予定森林の資産額については、一見できるような工夫を行う。</p> <p>【財政課】</p> <p>連結バランスシートを作成する上で、関係部局や外郭団体の協力を求める内容のうち、特に新たな作業や検討を要する事柄については、今後、説明会の開催や必要に応じた共同検討を実施するとともに、必要な情報を随時提供し、情報共有化にも努める。</p>
<p>第2 島根県企業局</p>	
<p>3 宅地造成事業会計における現預金は今後の事業資金</p>	

であることについて

宅地造成事業会計において、一般会計からの借入金があるにも関わらず、期末（平成20年3月31日現在）に、317,503千円の現金・預金残高があった。

これだけの残高があれば、県の一般会計からの借入れをそれだけ減らせると思われるのに、平成19年度においても県の一般会計からの借入れが維持されていた。

そこで宅地造成事業会計に3億円余の現金・預金残高がある理由とその利用状況を確認したところ、現預金残高については、過去に完了した事業の利益を留保しているものであり、今後、江津地域拠点工業団地の未造成地の造成・分譲資金として確保しているとのことであった。その理由からすると、ただちに問題があるとは考えない。

ただし、3億円は比較的大きな金額なので、江津地域拠点工業団地の未造成地の造成・分譲の時期が先に延びるならば、その間に県が外部に払う利払いと運用益の差を考えると、一旦県の一般会計に返済して必要になった時に改めて借りる方が、県トータルとしては有利となる可能性はある。検討はしていただきたい。

江津地域拠点工業団地の未造成地の造成資金については確保しておく緊急性が薄いと判断されるので、造成済み団地の維持管理や分譲のため必要となる費用を除いて、一般会計借入金を償還する。

なお、未造成地の造成、その他費用が必要となった場合は、一般会計から必要に応じて措置を行う。

4 「借入資本金」の処理・表示について

2) 「借入資本金」についてどう考えるか

- 厳密に要件を充たさない以上、借入金は、負債として処理・表示すべきであることについて

通常一般企業において借入金が資本の部に計上されることは会計上あり得ない。

一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行からは、それは極めて例外的な会計処理であり、地方公営企業においてのみ見られる特別な考え方である。

そして、「借入資本金」の資本の部への計上が極めて例外的な扱いであるならば、企業会計を採用している企業局においては、「事業活動の基礎となる設備等の建設または改良を目的として借り入れたもの」という要件を厳密に充たさない限り、その借入金を「借入資本金」として取り扱うべきではない。

そして、企業債の元利償還のためになした借入金は、すでに「事業活動の基礎となる設備等の建設または改良を目的として借り入れたもの」とはいえなくなっている。

したがって、企業債の元利償還のためになした借入金は、「資本の部」の「借入資本金」に計上すべきで

「企業債の元利償還のためになした借入金」については、これまで建設改良の目的に充てられた資金として「借入資本金」として処理・表示してきたが、今後は「固定負債」とするよう改める。

<p>はなく、負債として処理・表示すべきである。</p> <p>○ 現在の処理が経営実態を見誤らせることについて</p> <p>現在も企業局が行っているように、借入金を「資本の部」の「借入資本金」に計上していると、「資本の部」の計上金額が大きく、「負債の部」が小さくなり、貸借対照表を一見した際に、財務状況を見誤らせることにもなりかねない。</p> <p>決算書等の会計情報については、一般に公正妥当と認められてい会計処理の慣行に基づいて作成され、実態を反映したものでなければならない。しかも、財務諸表を一見したときに誰もが正しくその内容を把握できるように作成されるべきである。財務状況を見誤らせる可能性のある表示は避けるべきである。</p> <p>3) 結論</p> <p>今回の包括外部監査においても、企業債の元利償還のための借入金は、負債の部の他会計借入金勘定に計上すべきであるとの指摘（平成16年度の包括外部監査報告書と同旨）をすることになる。</p>	
<p>第3 島根県病院局</p>	
<p>2 退職給付引当金の計上基準について</p> <p>○ 明確な計上基準を定めて退職給付引当金を適正に計上すべきことについて</p> <p>監査委員による平成19年度決算審査意見書には、病院局の決算書における退職給付引当金の計上基準が明確ではないとの指摘がなされている。</p> <p>この指摘に関連して、包括外部監査人としても、病院局に対し退職給付引当金の計上基準につき照会したところ、明確な計上基準はないようであった。</p> <p>退職給付引当金が適正に計上されていないということは、「退職給付の支払い」という会計上の「将来リスク」が把握されていないということであり、病院局の財政状態を見誤らせることになる。したがって会計上重大な問題であることは監査委員の指摘のとおりである。</p> <p>早急に明確な計上基準を定め、適正に計上する必要がある。</p> <p>○ 適正な引当基準について</p> <p>病院局では、病院局在職者を対象にして、「地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率」におけ</p>	<p>退職給付引当金については、義務づけの規定が存在していないため、病院事業会計においては全国的に様々な取扱いとなっている現状である。</p> <p>こうした中、平成21年6月から総務省において退職給付引当金の計上方法をはじめとする地方公営企業会計の制度改正に向けた検討が進められており、この結果を踏まえ適切に対応して参りたい。</p> <p>左記試算は、病院局として後年度負担経費についての参考とするために便宜上試算したものであり、退職給付</p>

<p>る一般会計等負担見込額の算出方法に基づいて退職手当の将来負担額を試算しているとのことであった。</p> <p>この試算に用いられている基準は、明確な退職給付引当金の計上基準の一つであり、県の一般会計の計上方法とも同じである。</p> <p>したがって、病院局としてこの計上方法を会計基準として採用し、退職給付引当金を計上すべきものと考ええる。</p> <p>○ 職員の異動における退職給付費用の負担について</p> <p>病院局に所属する知事部局等の勤務履歴のある職員の退職給付費用の負担については、病院局で退職した職員の勤務履歴に一般会計から給与を支払われていた期間等があった場合、退職手当支給額を勤務期間で按分した額を一般会計が負担するということであった。</p> <p>一方、一般会計で退職した職員の勤務履歴に病院局から給与を支払われていた期間等があった場合には、病院局は負担していないということであった。</p> <p>上記の処理は、病院局において出来るだけ費用負担・事務負担が生じないようにとの配慮のもとに行われているものと考えられるが、会計処理としては適正な期間損益計算が行われないことになるため、問題が残る処理であると考ええる。</p>	<p>引当金の計上方法として採用するかどうかについては、現在、総務省において退職給付引当金の計上方法をはじめとする地方公営企業会計の制度改正に向けた検討が進められており、この結果を踏まえ適切に対応していきたい。</p> <p>職員の異動における退職給与費用の負担については、赤字決算が続く県立病院事業の経営状況等を踏まえた判断により取り扱われているところである。</p> <p>退職給与についての適正な期間損益計算のあり方として、本来的には支払時点ではなく費用発生時点でとらえる必要があると思慮されるため、総務省における地方公営企業会計の制度改正に向けた検討状況等を踏まえて研究していきたい。</p>
<p>第5章 監査を終えて</p>	
<p>2 財務情報の重要性</p> <p>○ 「島根県連結バランスシート」の作成について</p> <p>島根県は現在「島根県連結バランスシート（試算）」を作成している。</p> <p>今年度平成20年度決算から正式に実施されるということであるが、今後、さらに検討を加えて県の経営判断すなわち、政策判断に有効なものにしてほしい。</p> <p>「島根県連結バランスシート」が政策判断のために有効なものであるためには、まず、財務情報が一覧できること、一見してわかることである。長々と説明したり、読み換えたり、別の箇所の数字を足さないといけない、のではなく、「島根県連結バランスシート」だけを見てさっと中身がわかるものであってほしい。</p> <p>経営判断はときに迅速を求められる。それを使う複数の人間が、別段説明されなくても共通の理解ができるような資料でないと、すばやい経営判断や迅速な対</p>	<p>【財政課】</p> <p>平成20年度決算分から、指摘事項に対する次の事項等の措置を行うとともに、公表している説明資料の分析や表現について、更なる工夫に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為明細書に財政健全化法に基づく将来負担比率算定のために算出する「設立法人の負債の額等に係る一般会計等県負担見込額」を追記する。 ・分譲予定地や売却予定森林について、バランスシート上で一見できるように項目を設ける。

応ができない。

さらに、「島根県連結バランスシート」は県庁で使うだけではなく、県民が主体的に判断する基礎となる資料である。この意味からも、県民が一見してわかるものであってほしいと考える。

そして、関連する全てを網羅した情報であることも必要である。したがって連結すべき基準の外郭団体は連結して作成しなくてはならない。そうでないと網羅情報とならない。

さらに、数値が会計基準に基づいた正確なものであることが不可欠である。

財務情報は、よいならよい、悪いなら悪い姿がありのままに映し出される鏡であるべきである。それは、実際より美しく見える美人鏡であってはならない。そうでないと気づかれるべきことが気づかれず、経営判断を誤ることになりかねない。

3 「発生主義会計」と「複式簿記」について

現在、公会計制度改革が急速に進められ、公会計のあり方が大きく変わろうとしている。その背景には、これまでの公会計制度ではこの厳しい財政状況に対応していくのに必要な情報が得られない、判断材料として使える財務情報がほしいという緊迫した必要性があるのだと思う。

新しい公会計制度の基盤には「発生主義会計」と「複式簿記」の考え方がある。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」においても、「発生主義会計」と「複式簿記」に基づいて算定された数値が必要になる部分がかかなりある。これらのことからすると、県（外郭団体を含む）においても「発生主義会計」と「複式簿記」の考え方をきちんと理解した上で、財務諸表が作成されないといけない。

今後は、国との関係においても、共通の基盤として「発生主義会計」と「複式簿記」の考え方が必要になると思われる。

従来の公会計制度に初めて触れたとき、「発生主義会計」と「複式簿記」に基づく企業会計と大きく違うことに驚いた記憶がある。それだけ今後の公会計制度はこれまでと大きく変わる、ということである。

関係する県各部局、外郭団体において、「発生主義会計」と「複式簿記」について積極的に学んでほしいと思う。

【財政課】

平成20年度決算分から、「総務省方式改訂モデル」に基づき策定することとしており、作成要領に従った情報の正確な記載に努める。

【人事課】

公会計制度については、国からモデルが示され、県としてもわかりやすい財務情報の開示に努めていく必要があると考えている。

また、県職員には精緻・複雑化する業務に対応できるよう、専門的知識や経験を有するスペシャリストとしての能力も必要であると考えている。

このため、平成19年12月に「島根県人材育成基本方針」を策定し、島根県における人材育成の方向性・方策を定め、具体的な施策展開のひとつとして、業務遂行能力の向上のための各種研修を実施している。

「発生主義会計」、「複式簿記」を学ぶことができる研修としては、「財務諸表基礎講座」、「経営分析講座」を実施しており、「財務諸表基礎講座」については、平成21年度に、講座定員を40名から60名に増員し、より多くの職員が受講できるよう充実を図ったところである。

今後も、関係する部局に対してこれら研修の周知を図り、受講の働きかけを行うとともに、研修内容の検証なども行い、職員が積極的に学ぶことができる場の提供に努めたい。